



西原町立学校通学区域 に関する説明会

西原町

令和8年2月15日(日)



会次第

1. 開会
2. 挨拶
3. 説明
4. 質疑応答
5. 閉会



西原町立学校の現在の状況（令和7年5月1日時点）

令和7年度		坂田 小学校	西原 小学校	西原東 小学校	西原南 小学校	西原 中学校	西原東 中学校
校区内児童数		951人	595人	552人	225人	695人	575人
児童在籍数		820人	553人	498人	312人	587人	561人
学級数	普通	27	17	16	11	18	16
	特別支援	9	7	10	8	5	7
	合計	36	24	26	19	23	23
適正：○ 大規模：◎ 小規模：●	普通のみ	◎	○	○	●	○	○

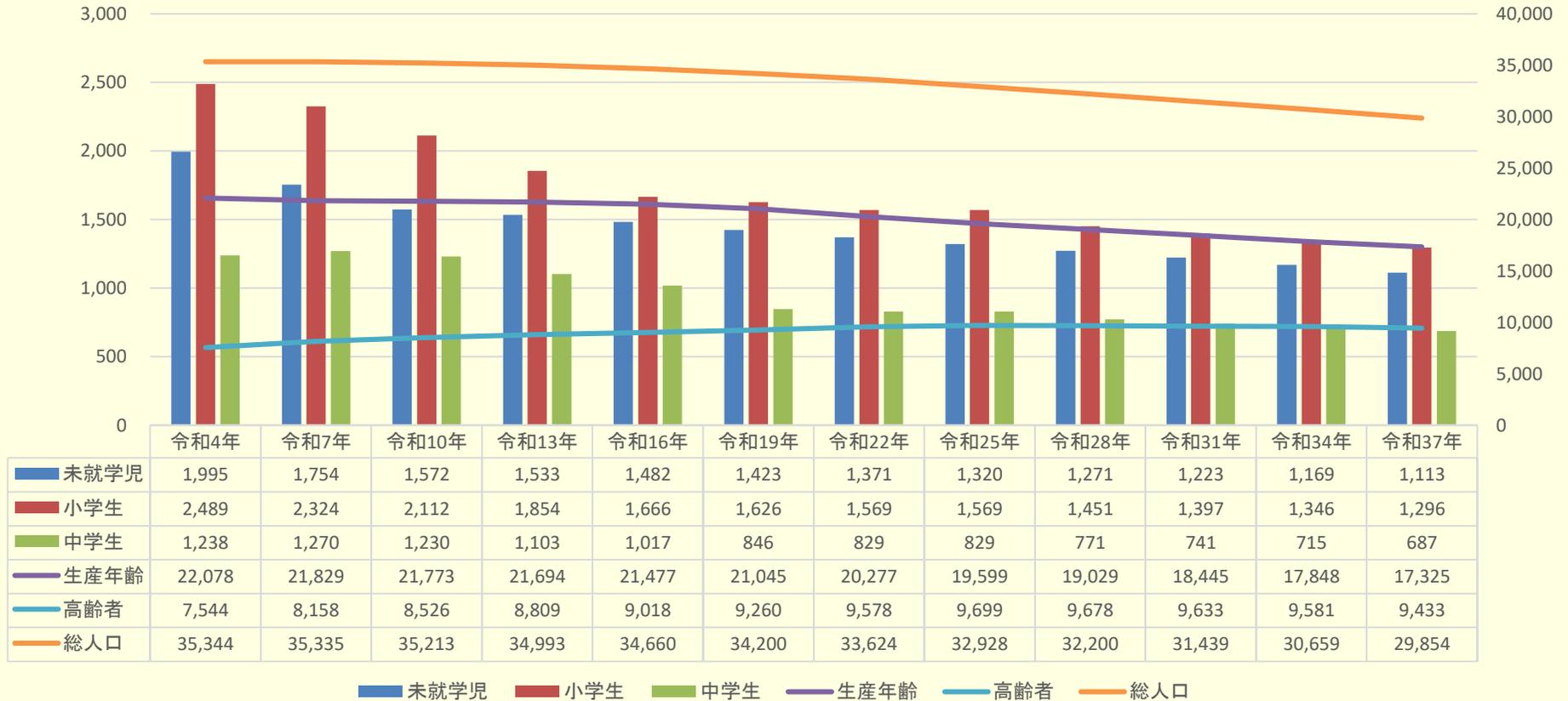
学校の適正規模について（文部科学省の手引きより）

小規模校：11学級以内 適正規模：12～18学級

大規模校：25～30学級 過大規模校：31学級～

西原町の人口推計

人口推計(コーホート変化率法) ※令和4年3月31日及び令和7年3月31日時点の人口から推計



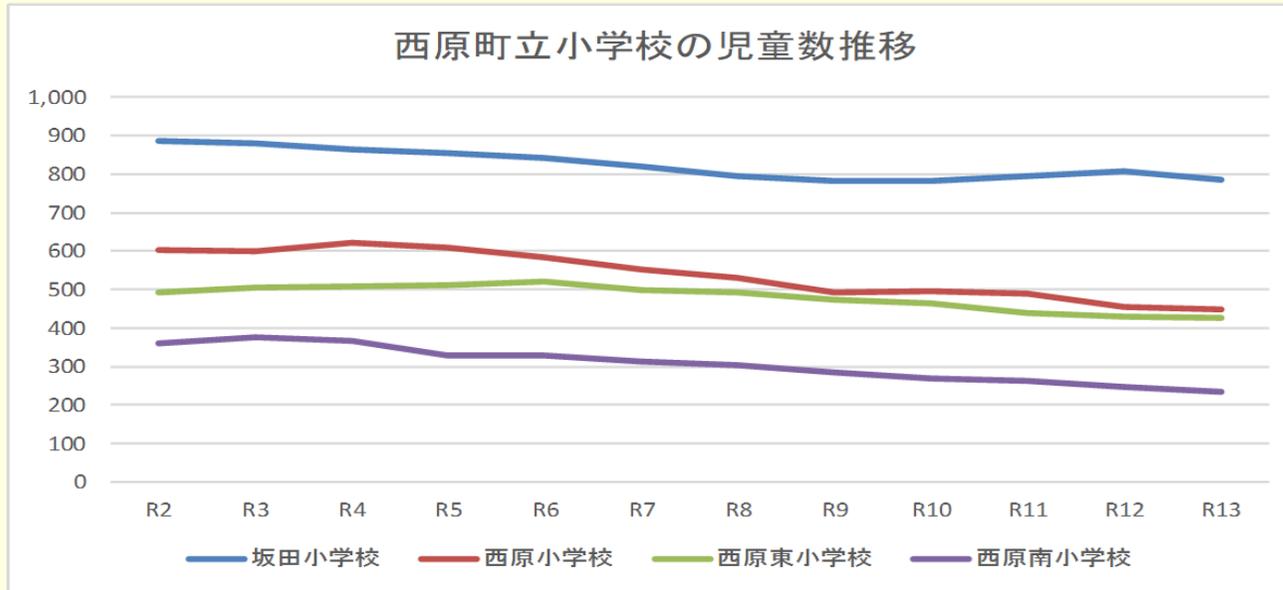
0歳～14歳までの年少人口は今後もさらに減少する見込み

西原町立小学校の児童数推移見込

← 実績 → ← 推計 → 単位:人

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
坂田小学校	886	879	864	856	842	820	795	781	783	794	807	784
西原小学校	604	600	622	608	585	553	529	494	496	488	456	448
西原東小学校	493	504	509	510	520	498	494	473	465	438	428	425
西原南小学校	360	375	365	330	328	312	303	284	270	261	246	234
全体	2,343	2,358	2,360	2,304	2,275	2,183	2,121	2,032	2,014	1,981	1,937	1,891

※坂田小学校区域については、西原西地区土地区画整理事業で令和10年度から人口増加すると見込んで推計



西原西地区土地区画整理事業によって、人口が増加する見込みにも関わらず、R13年度には児童数が現在よりも300名弱減少する見込みとなっている。

西原町立小学校の学級数推移見込

← 実績 → ← 推計 → 単位：普通学級数

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
坂田小学校	28	29	27	26	27	27	26	26	26	27	26	27
西原小学校	19	19	19	18	18	17	16	15	15	15	14	14
西原東小学校	18	16	16	16	16	16	15	14	15	14	14	14
西原南小学校	12	12	12	11	11	11	11	11	10	10	9	8
全体	77	76	74	71	72	71	68	66	66	66	63	63

← 実績 → ← 推計 → 単位：支援学級数

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
坂田小学校	7	8	9	11	10	9	9	9	9	9	9	9
西原小学校	6	7	7	7	6	7	7	7	7	7	6	6
西原東小学校	5	5	6	8	9	10	10	9	8	8	7	6
西原南小学校	4	5	6	7	7	8	8	8	7	6	5	4
全体	22	25	28	33	32	34	34	33	31	30	27	25

※坂田小学校区域については、西原西地区土地区画整理事業で令和10年度から人口増加すると見込んで推計

西原西地区土地区画整理事業によって、坂田小学校は大規模校が継続し、西原南小学校は少子化の影響で半分以上の学級が1クラスとなる見込み。

小規模校と大規模校の特徴

	メリット	デメリット
小規模校	異年齢の学習活動を組みやすい、体験的な学習や校外学習を機動的に行うことができる	クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない
	運動場や体育館などが余裕をもって使える	集団で行う学習活動や部活動の種類が制限される
	児童生徒の家庭の状況、地域の教育環境などが把握しやすいため、保護者や地域と連携した効果的な生徒指導ができる	生徒指導上課題がある子供の問題行動にクラス全体が大きく影響を受ける
	メリット	デメリット
大規模校	クラス替えで人間関係がふくらみ、友達がたくさんできる	学校行事や部活動等において、児童・生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しにくい
	様々な種類の部活動等の設置が可能となり、選択の幅が広がりやすい。	体育館等の施設・設備の利用の面から、学校活動に一定の制約が生じる場合がある。
	運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に活気が生じやすい。	学年内・異学年間の交流が不十分になりやすい。

※文部科学省の公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引より参照

西原町立学校通学区域見直し（背景）



- **西原南小学校は1クラスの学級があり（小規模校）、今後も少子化の影響もあって過疎化がさらに進む見込み**
- **坂田小学校は5クラスの学級があり（大規模校）、今後は少子化の影響を受けながらも、西原西地区土地区画整理事業による人口増加で、大規模校が継続する見込み**



西原南小学校の過疎化及び坂田小学校の過密化を改善するために、西原町立学校の通学区域の見直しを検討することとなった。（これまで課題となっていた通学区域もあわせて見直しの検討をする）

→ **西原町立学校通学区域等審議会を設置**

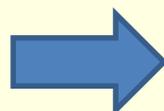
西原町立学校通学区域等審議会の取り組み①

令和7年8月27日

辞令交付式及び第1回西原町立学校通学区域等審議会

令和7年9月8日
～10月10日

地域住民へのアンケートの実施及び
自治会長との意見交換会

 P9～P12にアンケートの結果を抜粋

令和7年11月20日

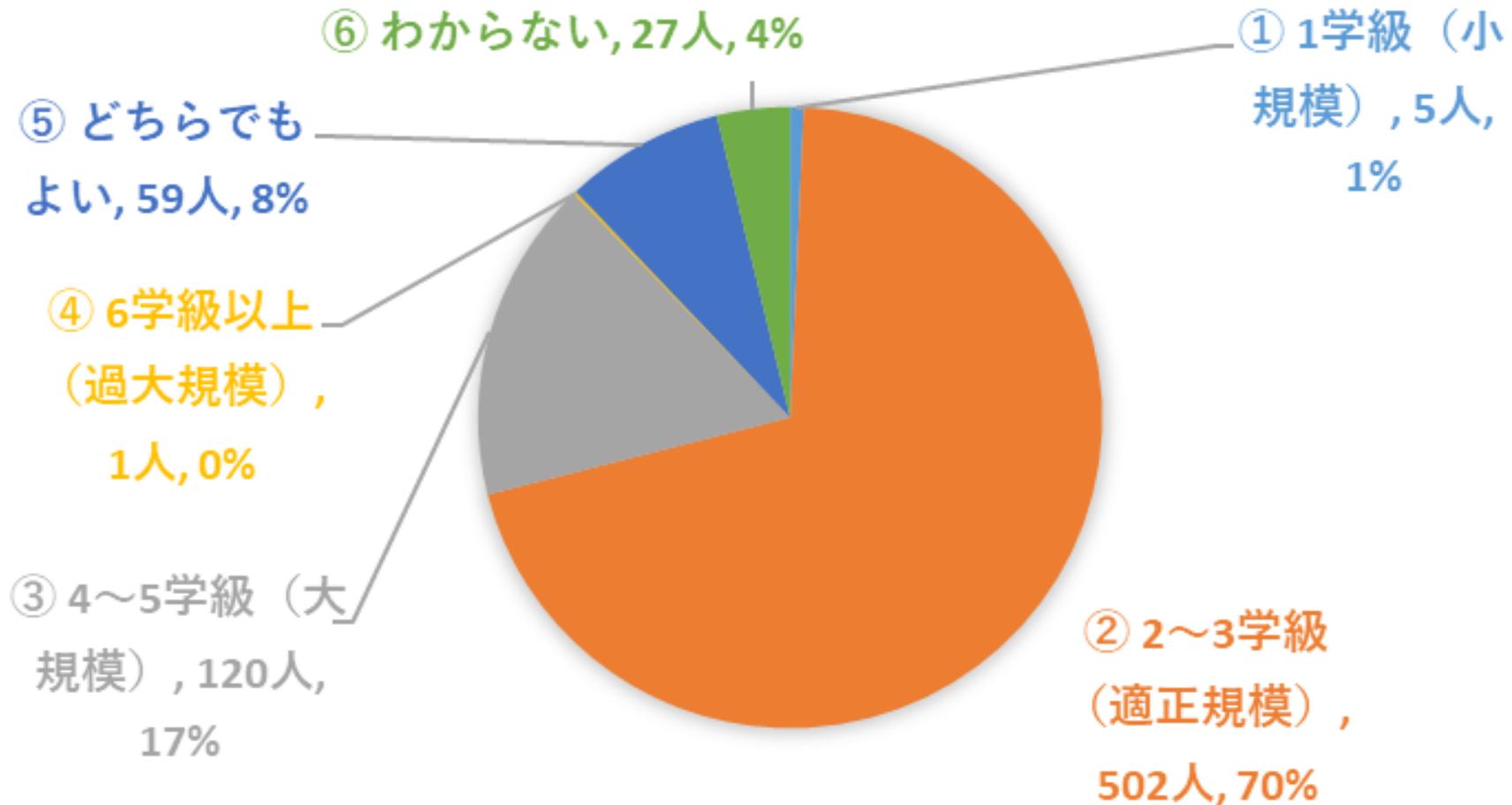
第2回西原町立学校通学区域等審議会

令和8年1月9日

第3回西原町立学校通学区域等審議会

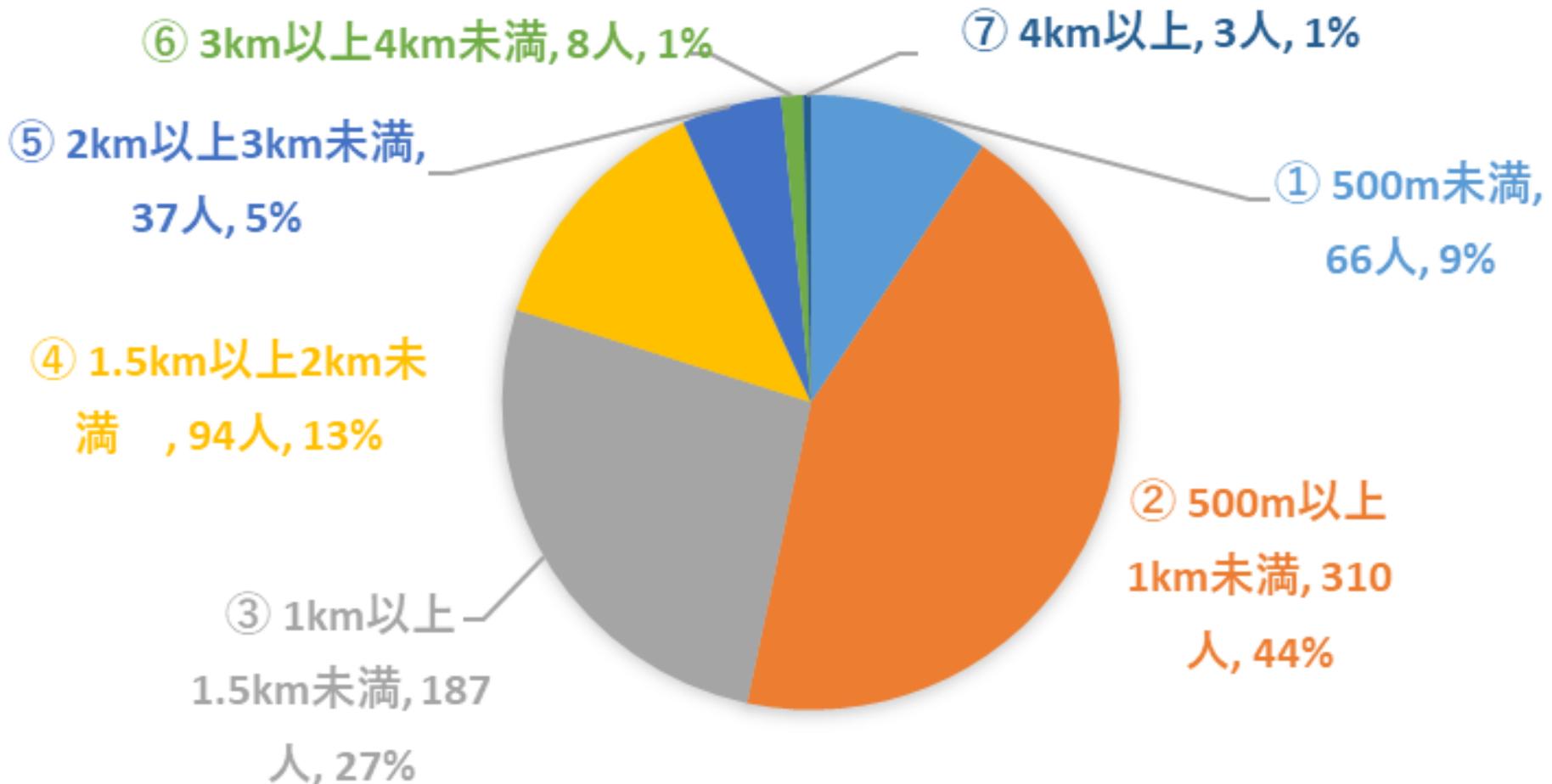
アンケート調査の結果①

小学校において望ましい学級数



アンケート調査の結果②

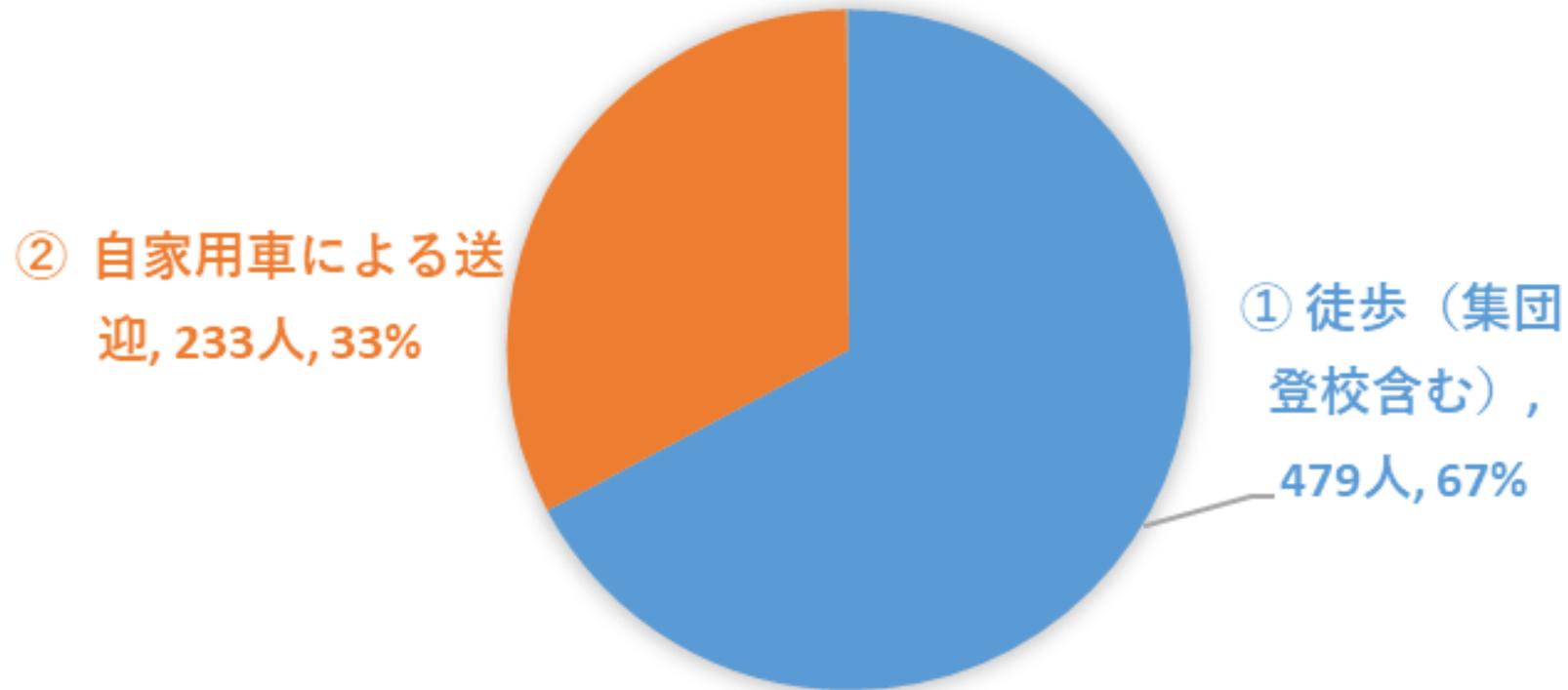
通学において徒歩で許容できる距離



アンケート調査の結果③

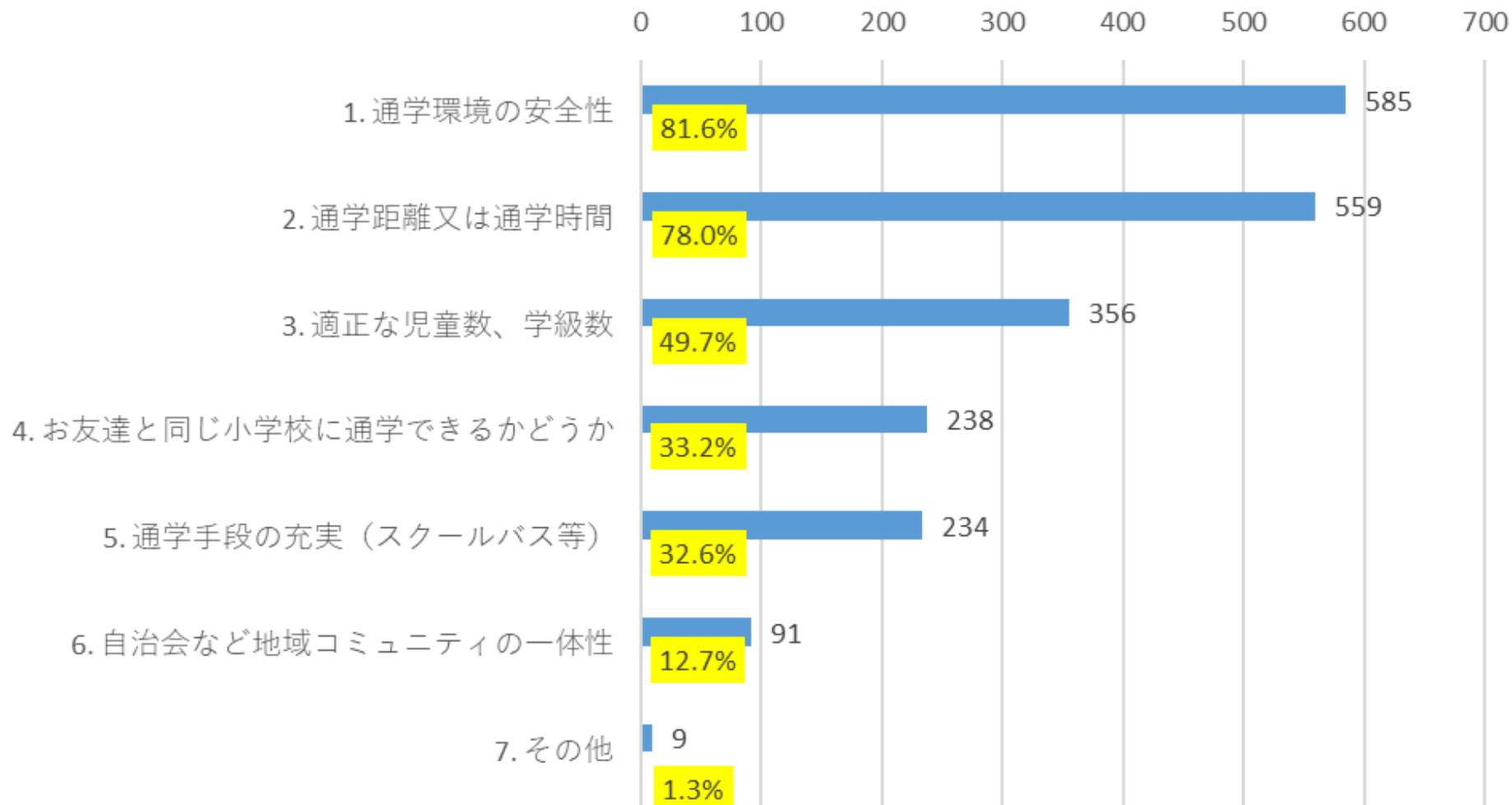
通学手段について

③ 公共交通機関（バス等）, 1人, 0%



アンケート調査の結果④

通学区域を見直すにあたり、特に重要な要素



西原町立学校通学区域等審議会の取り組み②

第1回西原町立学校通学区域等審議会

→西原町の現状と課題・アンケート内容の確認

第2回西原町立学校通学区域等審議会

→アンケート結果の確認・通学区域見直し案の確認

第3回西原町立学校通学区域等審議会

→通学区域見直しについての答申案の確認



西原町立学校通学区域等審議会としての西原町立学校通学区域の見直し案が次のとおりにまとまりました。

西原町立学校通学区域の見直し案

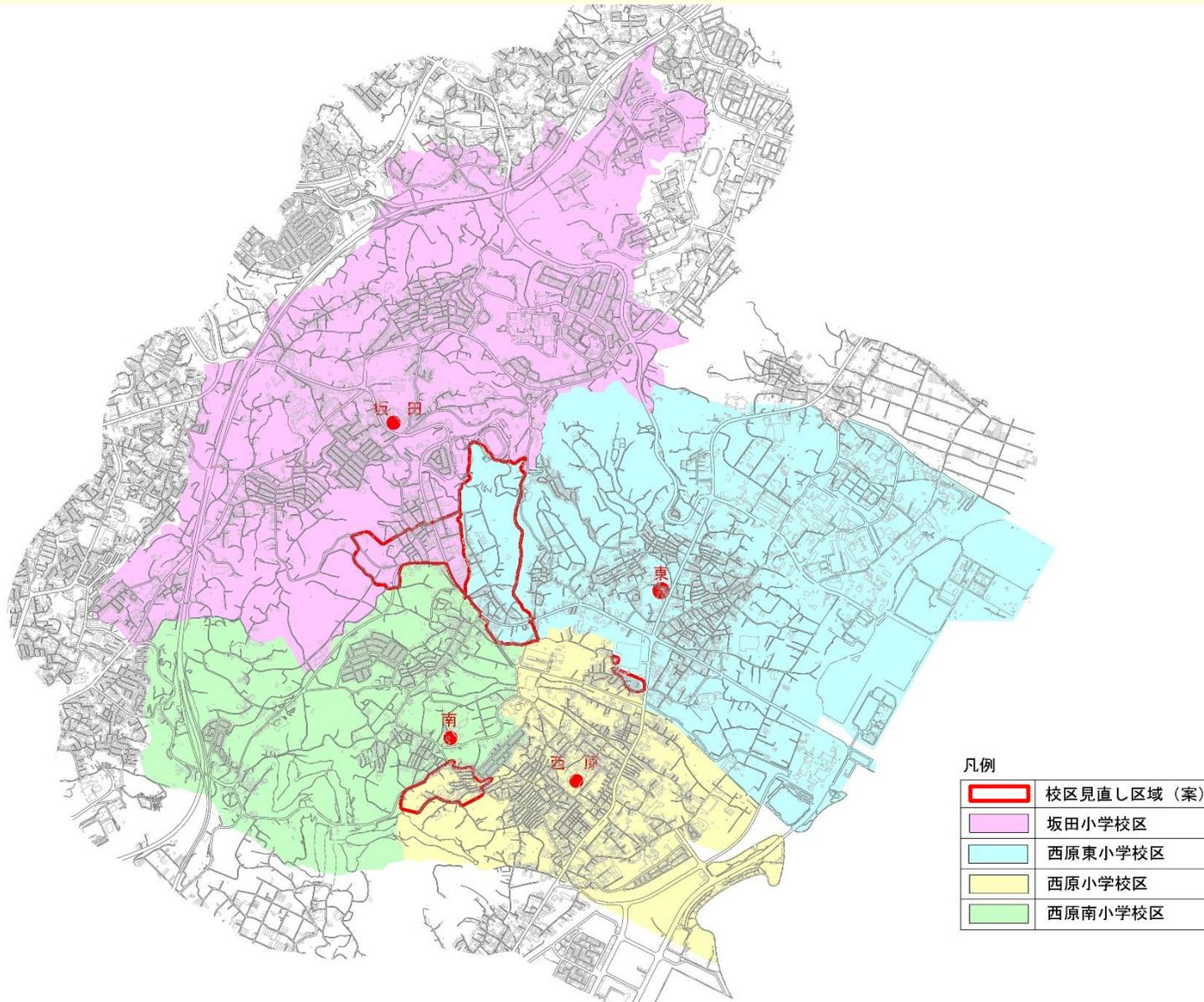
【西原町立小学校通学区域見直し案】

- ① 翁長区の一部の通学区域を坂田小から西原南小に変更する。
- ② 呉屋区の通学区域を西原東小から西原南小に変更する。
- ③ 我謝区の一部の通学区域を西原小から西原南小に変更する。
- ④ 平園区の一部の通学区域を西原東小から西原小に変更する。

【西原町立中学校通学区域見直し案】

- ⑤ 津花波区及び西原台団地区の通学区域を西原中から西原東中に変更する。
- ⑥ 我謝区の一部及び西原ハイツ区の通学区域を西原東中から西原中に変更する。

現在の通学区 (西原町立小学校)



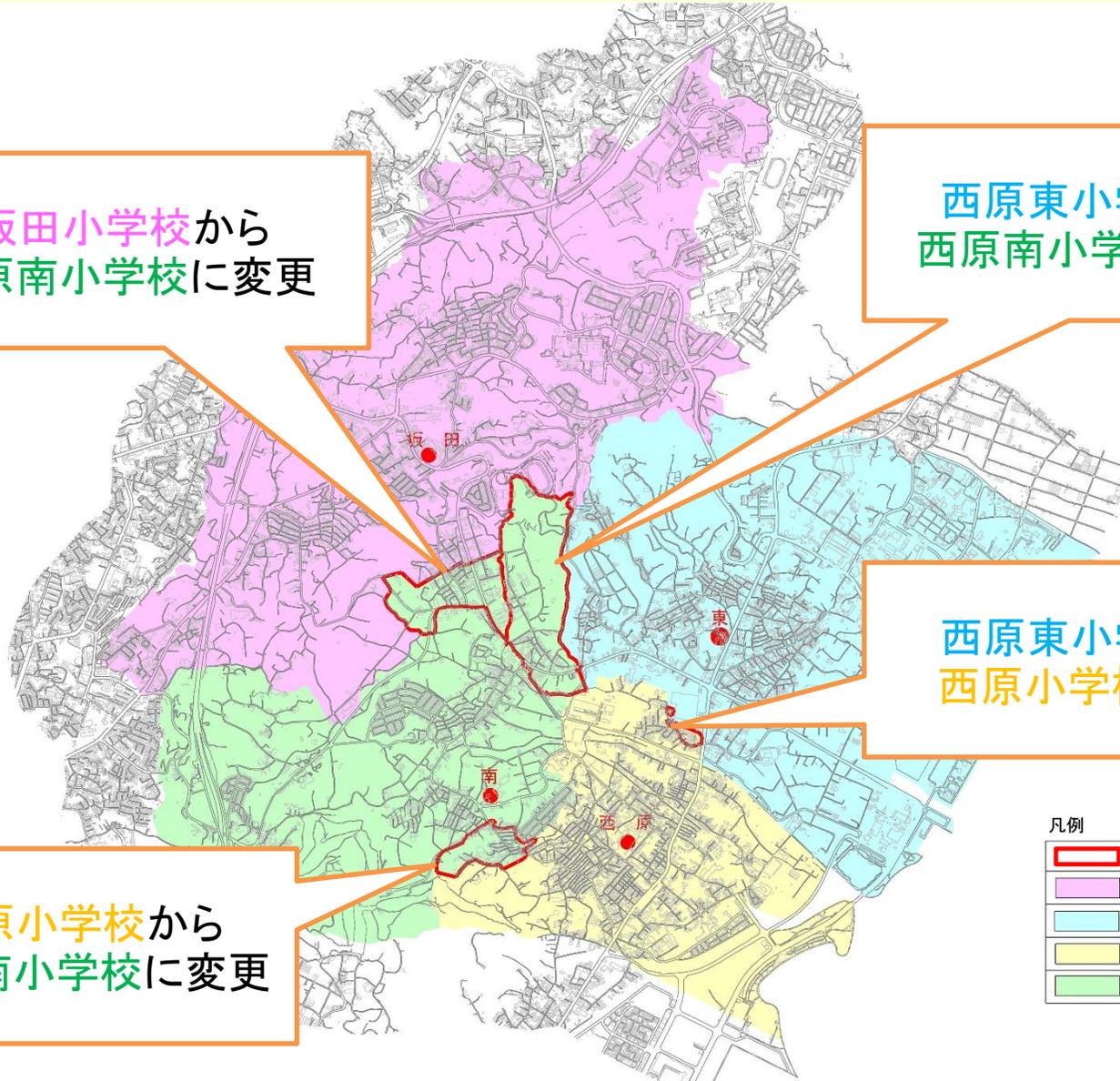
変更後の通学区区域（西原町立小学校）

坂田小学校から
西原南小学校に変更

西原東小学校から
西原南小学校に変更

西原東小学校から
西原小学校に変更

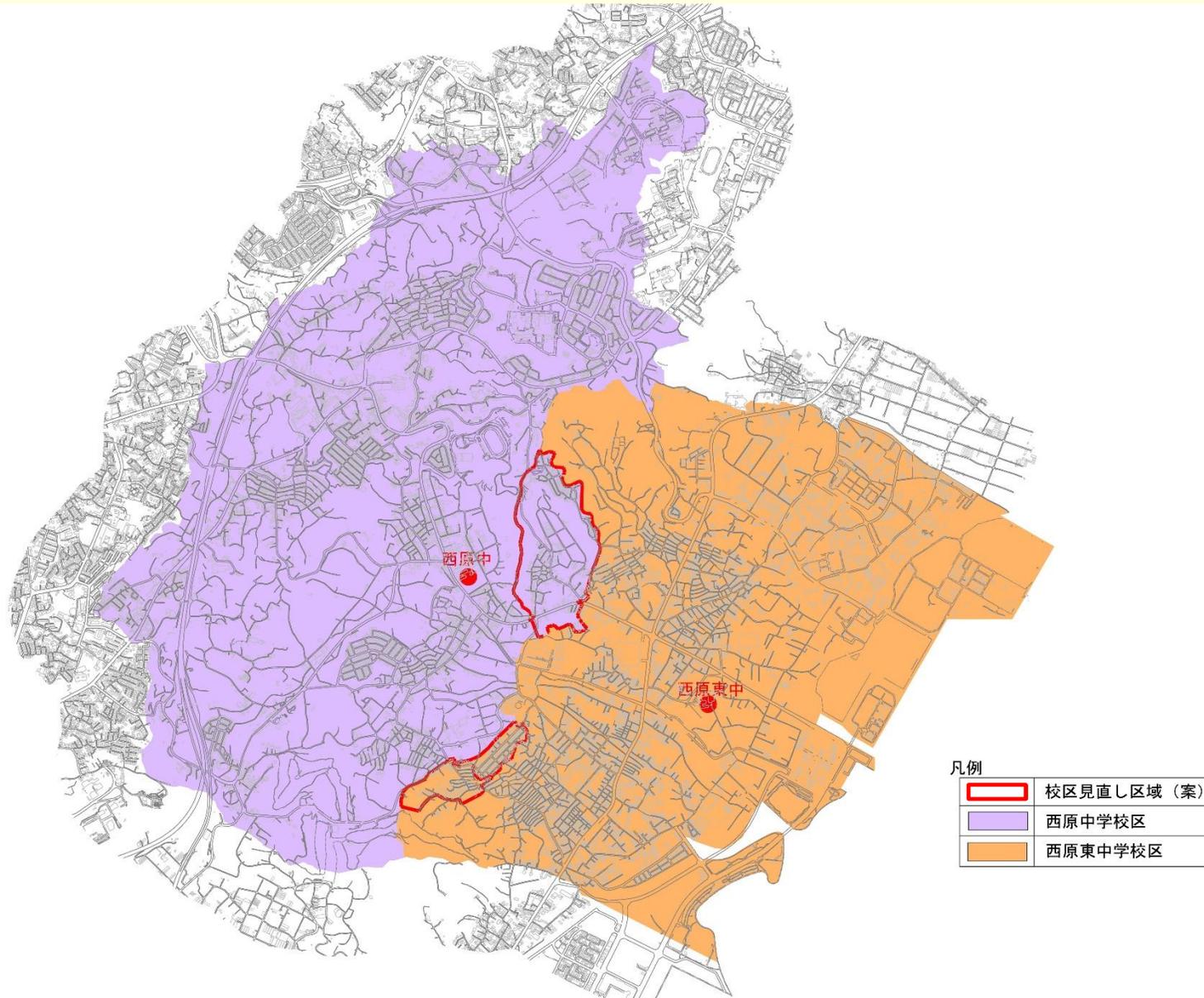
西原小学校から
西原南小学校に変更



凡例

	校区見直し区域（案）
	坂田小学校区
	西原東小学校区
	西原小学校区
	西原南小学校区

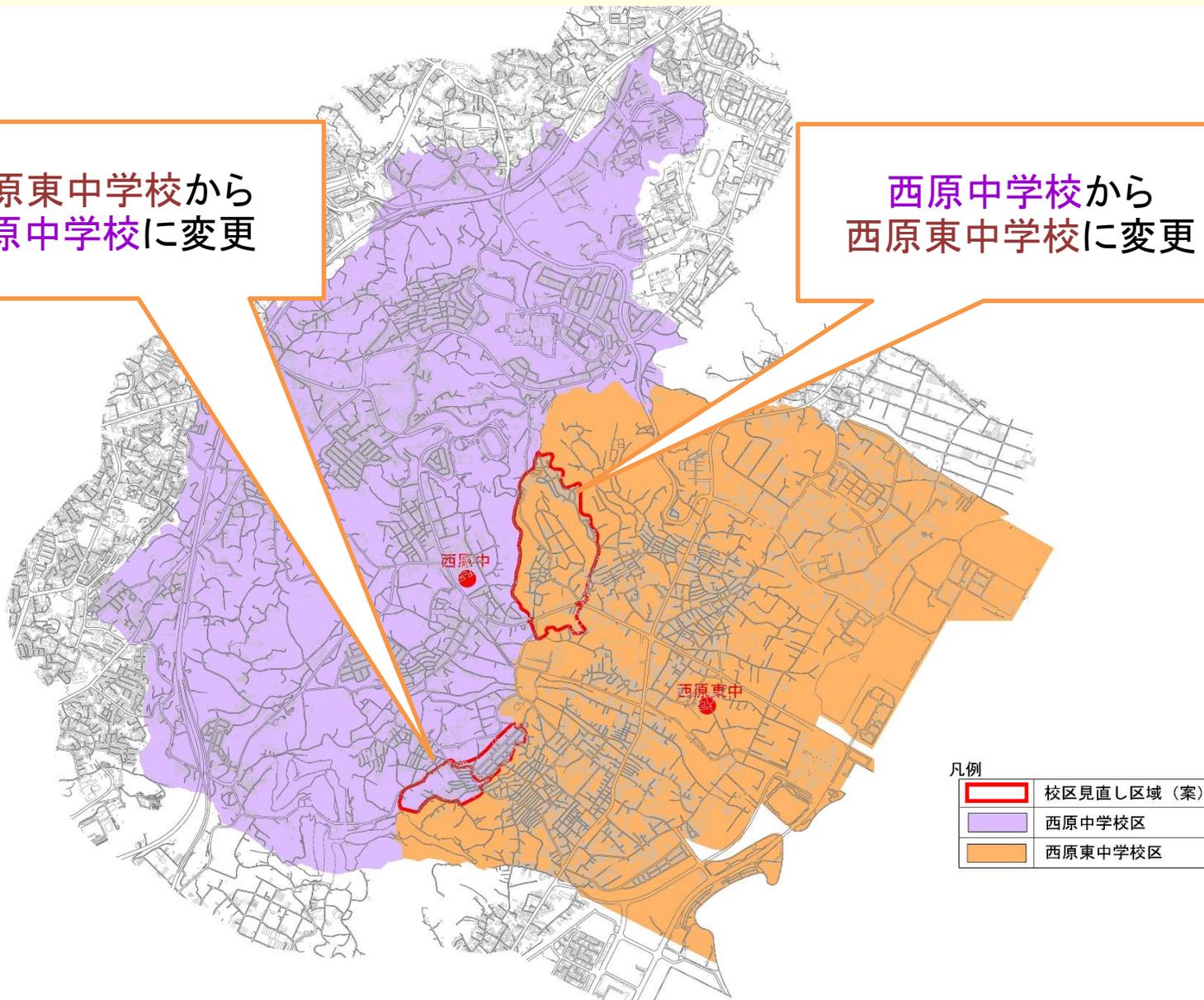
現在の通学区 (西原町立中学校)



変更後の通学区域（西原町立中学校）

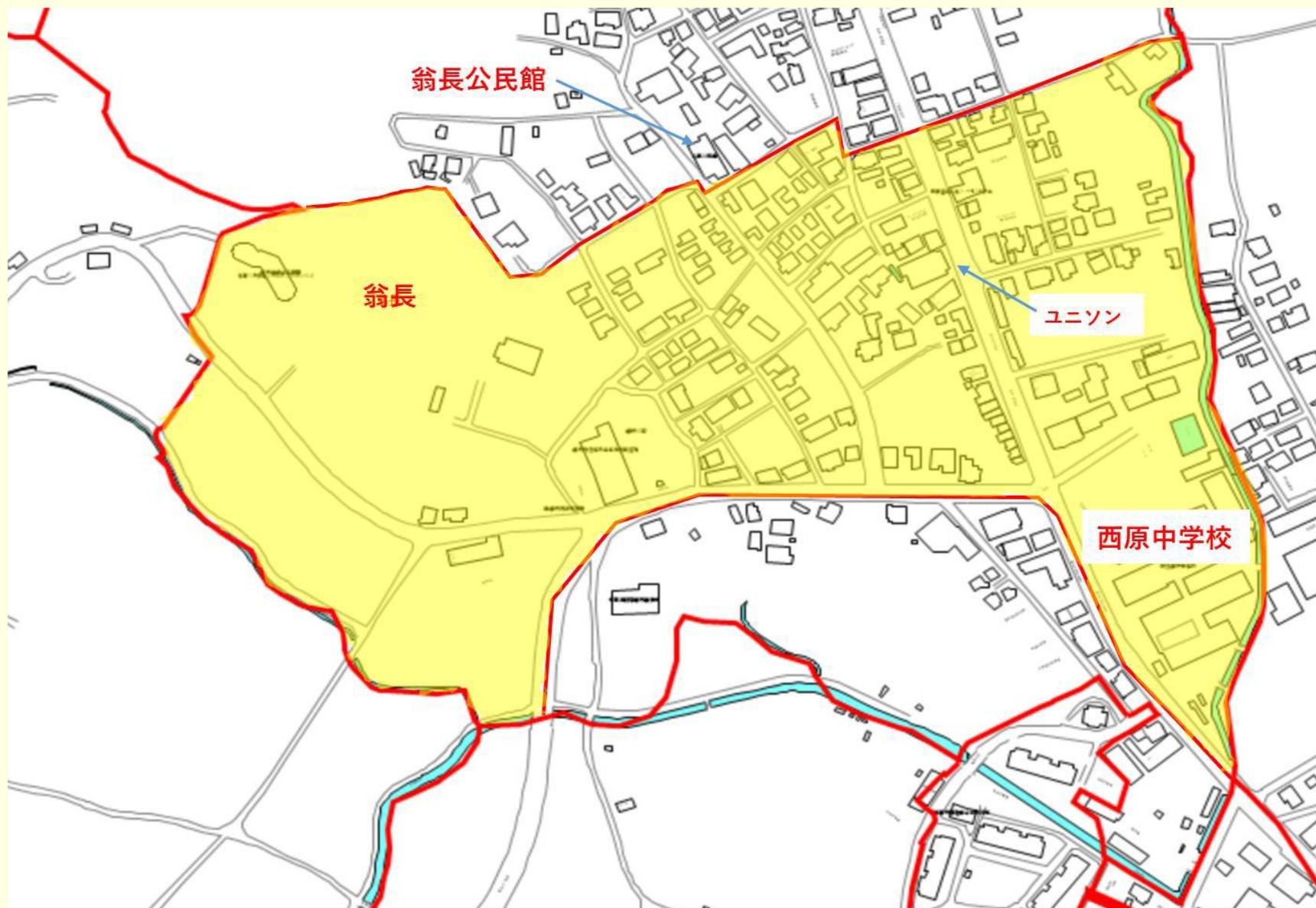
西原東中学校から
西原中学校に変更

西原中学校から
西原東中学校に変更



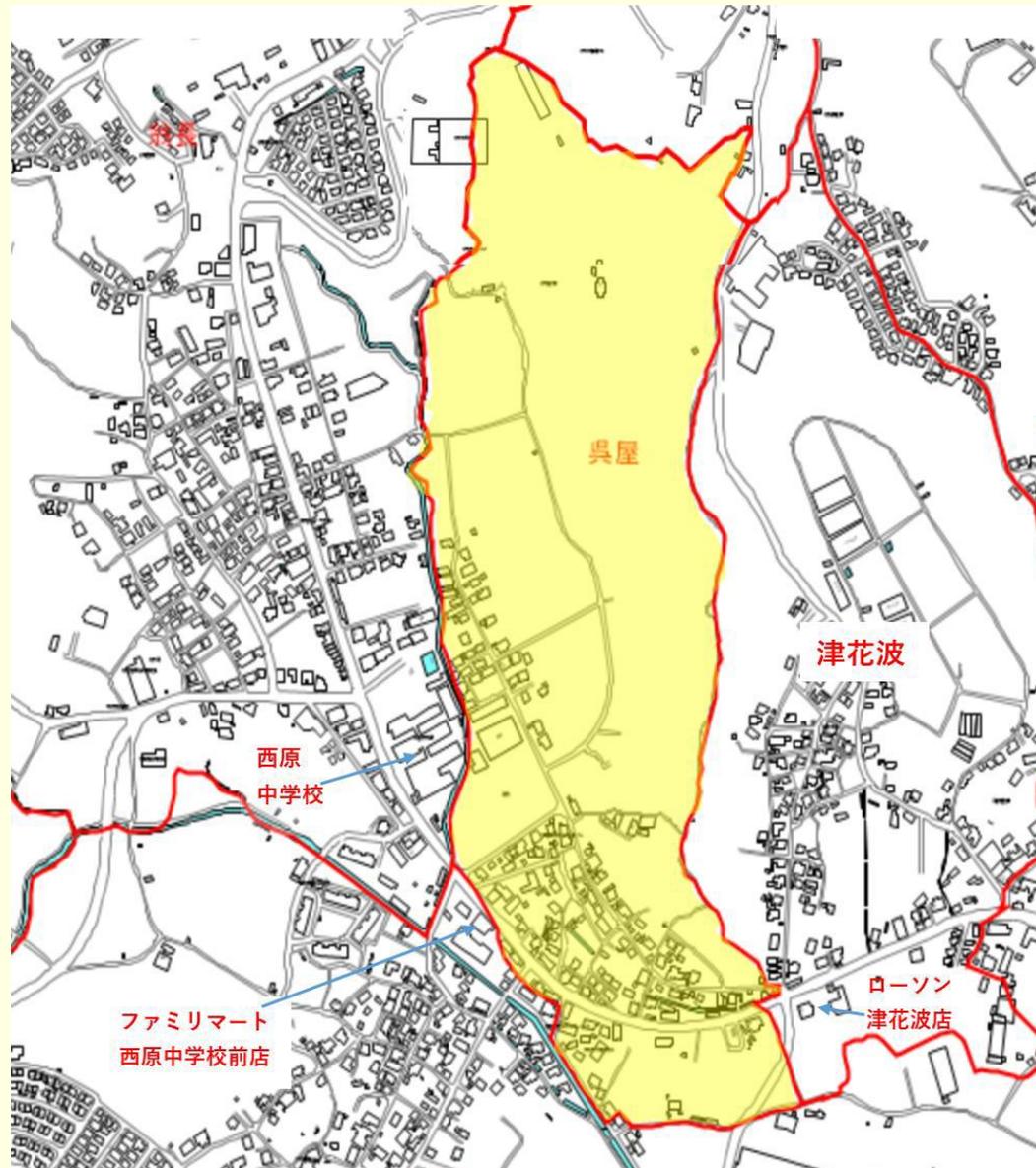
通学区域の変更地域①（翁長区）

坂田小学校から西原南小学校に変更となる地域



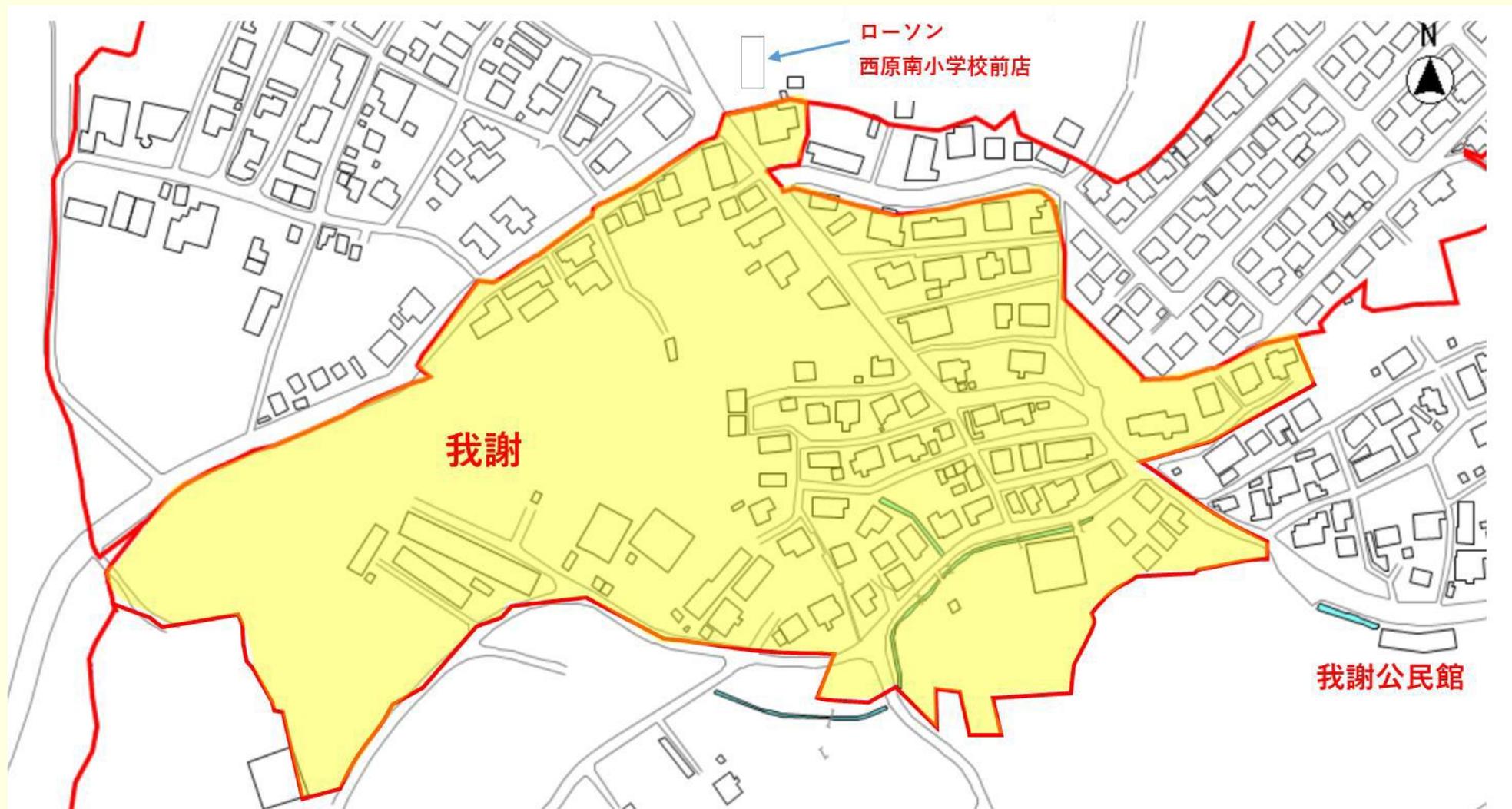
通学区域の変更地域②（呉屋区）

西原東小学校から西原南小学校に変更となる地域



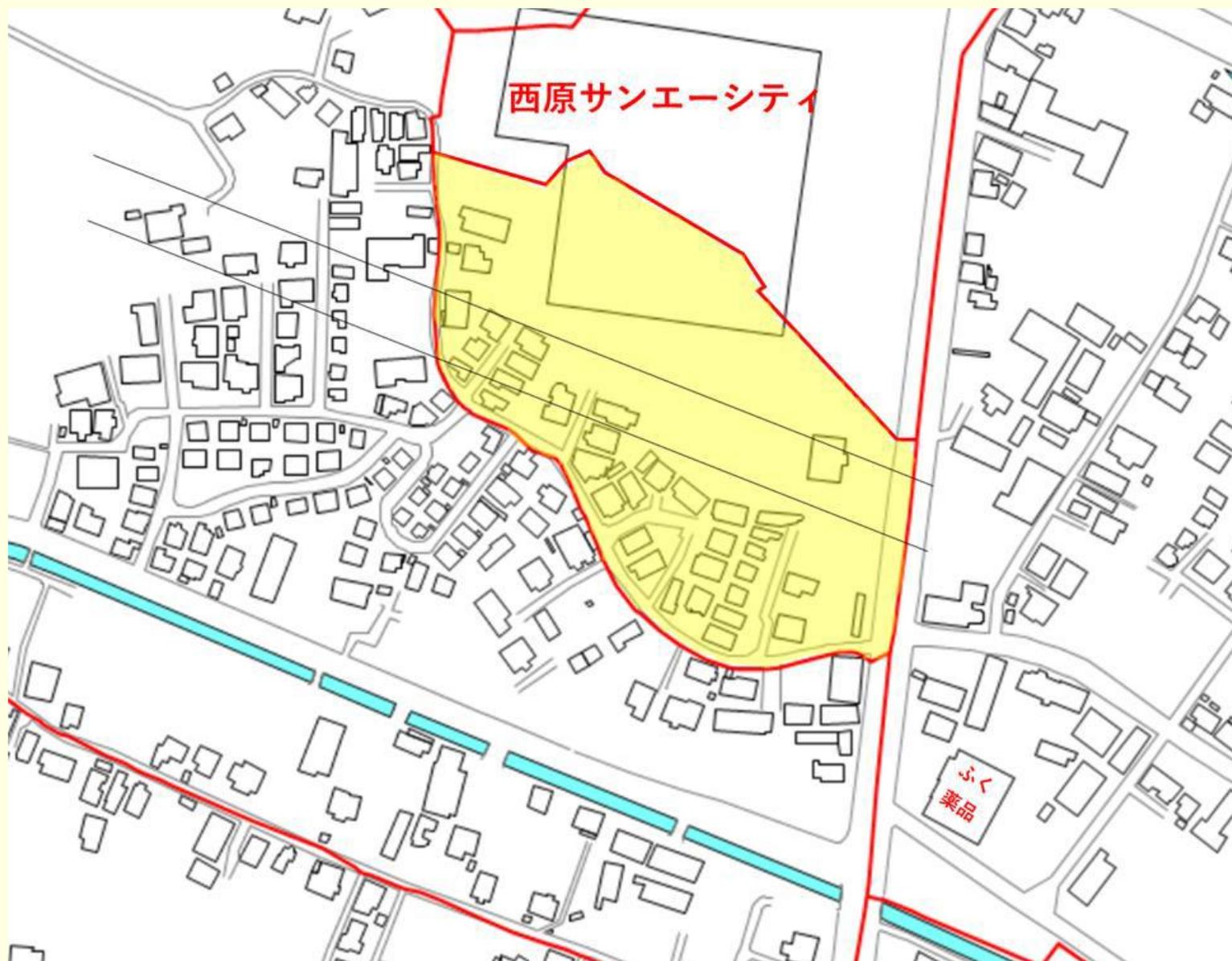
通学区域の変更地域③（我謝区）

西原小学校から西原南小学校に変更となる地域

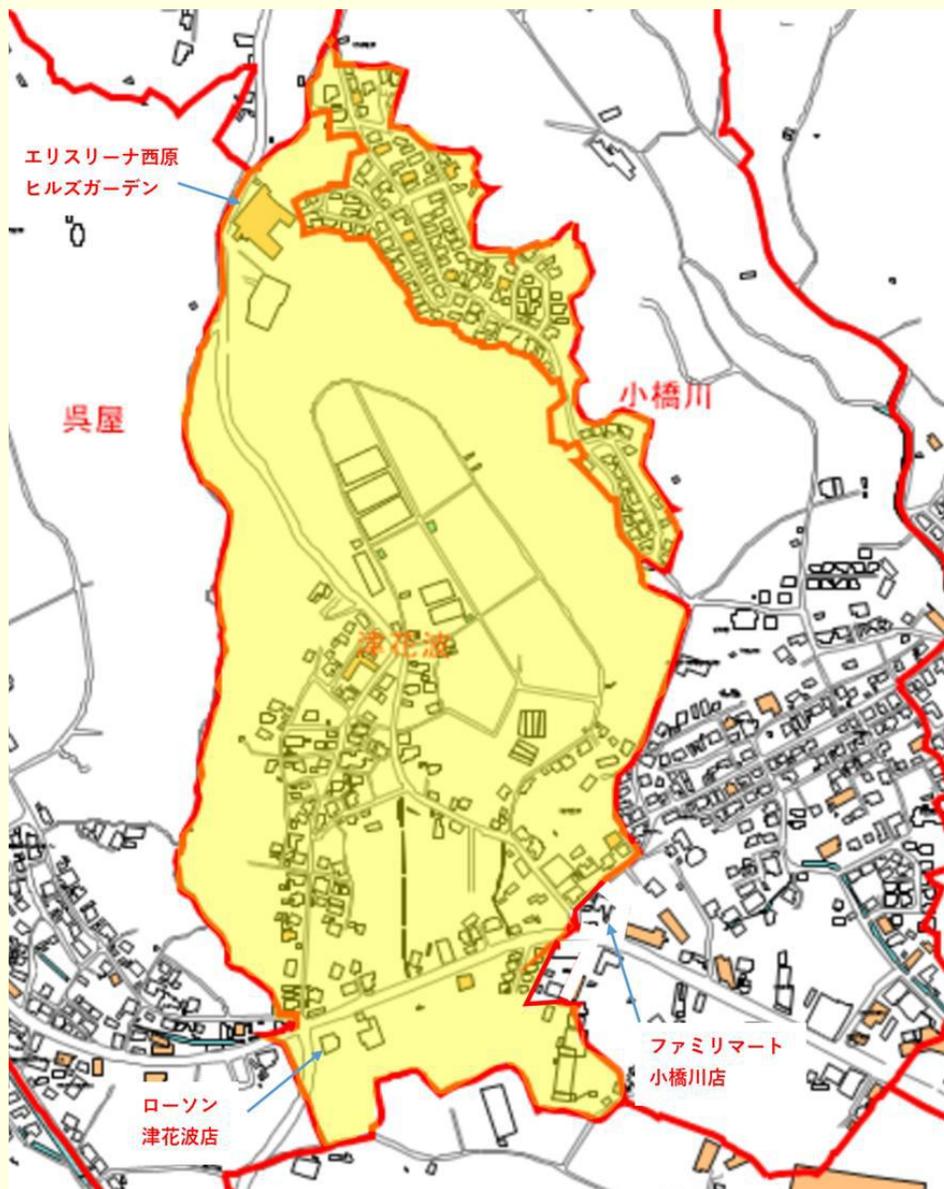


通学区域の変更地域④（平園区）

西原東小学校から西原小学校に変更となる地域



通学区域の変更地域⑤（津花波区・西原台団地区） 西原中学校から西原東中学校に変更となる地域



通学区域の変更地域⑥（我謝区・西原ハイツ区） 西原東中学校から西原中学校に変更となる地域



実施時期及び措置について

実施時期について

→ 令和9年4月から適用する。

※ 令和8年度は周知期間とする。

※ 見直しの対象地区に住む児童・生徒は、変更した通学区域の学校に通学していただくこととなりますが、今回の通学区域の見直しにあたり、次のとおり特定地域選択制及び経過措置を設けます。

通学区域の選択制について

(翁長地域以外)

- 令和9年度以降に新たに就学する児童・生徒において、今回の通学区域の見直し地域に居住している児童は、「**当面の間**」、これまでの通学区域の学校を選択することができる。

(翁長地域)

- 令和9年度以降に新たに就学する児童・生徒において、今回の通学区域の見直し地域に居住している児童は、これまでの通学区域の学校を選択することができる。

通学区域見直しに関する経過措置について

- 令和9年度以降、新たに就学する児童・生徒に対して通学区域の変更を適用するものとし、令和8年度末時点の**在校生については、卒業まで現在の学校に通学できる。**
- 令和9年度以降、新たに就学する児童・生徒は、兄弟姉妹が別の町立学校に通っている場合は、その**兄弟姉妹が在籍する学校に変更できる。**

通学区域見直しに対する必要な措置

- 通学路に対する安全対策及び整備要望について、関係機関と積極的に協議を行い、**児童・生徒の安全な通学環境の確保に努めること。**
- 学童や未就学児の保護者など、今回の見直しで影響を受ける関係者に対して、**十分な周知を図ること。**

通学区域を見直しした際の児童数の今後の推移

		通学区域 内児童数	児童数	普通学級 数	変更後の 通学区域 内児童数	変更後の 児童数	変更後の 学級数	変更によ る児童数 増減	変更によ る普通学 級数増減
坂田小学校	R7	949	820	27					
	R13	906	784	27					
西原小学校	R7	599	553	17					
	R13	500	448	14					
西原東小学校	R7	550	498	16					
	R13	470	425	14					
西原南小学校	R7	229	312	11					
	R13	172	234	8					
合計	R7	2327	2183	71					
	R13	2048	1891	63					

通学区域見直しに関する今後のスケジュール案

年度	月	実施内容
令和8年度	4月～5月	通学区域見直しの周知（以降も継続して周知）
	9月～11月頃	今回の通学区域の見直し対象地域については、就学先把握のためのアンケート調査の実施
	1月	就学通知
	1月～3月	指定校変更届け出受理期間
令和9年度	4月	新しい通学区域の適用

[参考] 町ホームページ（関連ページ）

■西原町立学校通学区域等審議会▶



■西原町立学校指定通学区域▶



■西原町立学校▶



■学区外・区域外就学について▶

